

パブリック・コメント手続制度の概要

1 パブリック・コメント手続とは

市の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」といいます。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

2 目的

市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図り、公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

3 手続の対象

- (1) 基本的な制度条例案・市民等の権利義務に関する条例案・市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例案（制定・改廃）
- (2) 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則、要綱等（制定・改廃）
- (3) 審査基準・処分基準（制定・改廃）
- (4) 基本的政策を定める計画・個別行政分野の基本方針その他基本的な事項を定める計画（策定・改定）
- (5) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等（策定・改定）
- (6) 条例中の見直し規定に基づき見直しを行った結果、当該条例を改正しないこととする決定

4 意見等を提出できる方

- (1) 本市内に在住・在勤・在学の方、在事務所の団体、納税義務者
- (2) 意見募集する案件に利害関係を有する方

5 手続の流れ

